

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）5月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

児童相談所による一時保護措置等や、一時保護所における生活上の処遇等に対し、当該児童が意見を表明する機会の保障などを行うシステムを構築し、もって、子どもの権利を保障することを目的とする。

また、児童養護施設等への訪問等により、子どもの権利擁護に関する啓発等を行う。

ア 一時保護所における児童の意見表明支援

(ア) 週1日（原則）、意見表明支援員（以下「支援員」という。）を中央児童相談所（以下「児相」という。）に派遣し、意見表明を希望する児童の意見形成や意見表明の支援を行い、その内容を児相等に伝達する。

(イ) 必要に応じ、当該児童、児相職員、支援員の三者で面談を行い、支援員は当該児童の意見表明を支援する。

(ウ) なお、アドボカシーに詳しい有識者又は相応の経験年数を積んだ職員等をスーパーバイザーとして選任し、支援員が自らの実践内容について定期的に助言が受けられるようにすること。

イ 児童福祉施設への啓発等

児童養護施設等への訪問等により、子どもの権利擁護に関する啓発等を行う。

ウ 活動報告書の作成

活動内容について、報告書を作成する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年（2023年）3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること（ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない、または、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、事前に参加表明書及びその他関係資料（別添「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業委託業務に係る参加表明書作成要領」参照。）を提出の上、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限：令和 4 年（2022 年）6 月 8 日（水）午後 5 時（必着）
 - イ 提出場所：〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（本庁舎 6 階）
北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（担当：柿本）
電話 011-204-5237（直通）
 - ウ 提出方法：持参または郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限等

企画提案書は、別添「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業委託業務に関する企画提案指示書」の内容に基づき、次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限：令和 4 年（2022 年）6 月 22 日（水）午後 5 時（必着）
- (2) 提出場所：3 (1)イに同じ。
- (3) 提出方法：3 (1)ウに同じ。

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

また、参加表明書及び企画提案書（以下「参加表名書等」という。）が次のいずれかに該当する場合には、提出を無効とすることがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法が公告の内容と適合しないもの。
- (2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。具体的な審査基準は次のとおり。

- (1) 事業遂行能力
 - ア 子どもへの相談対応実績があり、子どもへの支援や権利擁護に関連する十分な知識、専門性を有しているか。
 - イ 子どもの言語・非言語のコミュニケーション手段による意見形成を促し、意見表明に結びつける高い専門性を有しているか。
 - ウ 意見表明支援を行う者に対し、定期的にスーパーバイズ（指導）を行うことができる人材を確保できるか。
- (2) 企画提案の内容

- ア 子どもの相談・支援業務や権利擁護に精通した専門的な視点から事業が企画されているか。
- イ 子どもの意見形成や意見表明支援に精通した専門的な視点から事業が企画されているか。
- ウ 意見表明支援を行う者に対して理解しやすく、適切な内容でスーパーバイズ（指導）を行うことができるか。
- エ 事業実施に係る報告書の構成はわかりやすく、今後の展開に活用できるものとなり得るか。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

- (1) 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 採択された企画提案の内容と契約締結時の委託内容に修正・変更が加えられる可能性がある。
- (4) 本業務の成果品等に係る著作権は全て北海道に帰属する。
また、第三者の著作権その他の一切権利の北海道への移転に係る交渉・処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。